

# きりゅう暮らし応援事業

誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指し、移住・定住の促進や空き家・空き地の活用を目的とした4つの助成制度を実施します。※条件がありますので、事前にお問い合わせください。

各助成の併用は可能ですが、加算補助項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみが適用されます。

申し込み＝移住者住宅取得助成は7月1日（火）から、それ以外は4月21日（月）から、直接各担当課へ。

※空き家利活用助成・空き家除却助成は、5月9日（金）時点で、申し込みが多数の場合は抽せんとなります。

## 移住者住宅取得助成

これまでの「住宅取得応援助成」から変わりました

募集件数＝予算の範囲内

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎48 - 9031）

|      |  |
|------|--|
| 対象   | 令和7年4月1日以降に市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住することを誓約した移住者   |
| 補助額  | 基本補助額と加算補助額の合計のうち、住宅取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれか低い額   |
| 基本補助 | 住宅取得金額の3パーセントで上限30万円※併用住宅は、居住部分のみ補助対象  |
| 加算補助 | ①若者加算（39歳以下で、東京圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）から移住した場合80万円）／②子ども加算（18歳以下の子ども1人につき20万円）／③誘導区域加算（20万円）／④市内業者加算（20万円）／⑤空き家・空き地バンク加算（20万円）／⑥通勤加算（20万円） |

## 空き家除却助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数＝各10件程度（予算の範囲内）

問い合わせ＝空き家対策室空き家対策係（☎48 - 9035）

### ▶跡地利用制限なしの除却

|     |   |
|-----|---|
| 対象  | 市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない空き家の除却工事 |
| 補助額 | 対象工事費の50パーセントで上限30万円                          |

### ▶移住者限定跡地利用制限ありの除却

|     |  |
|-----|--|
| 対象  | 市内に昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住その他の使用がない空き家の除却工事で、跡地に移住者が住宅を新築する場合 |
| 補助額 | 対象工事費の50パーセントで上限50万円   |

### ▶不良住宅などの除却

|     |   |
|-----|---|
| 対象  | 1年以上居住その他の使用がなく、著しく損傷している空き家の除却工事※市の事前調査が必要 |
| 補助額 | 対象工事費の80パーセントで上限100万円                       |

## 住宅リフォーム助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数＝260件程度（予算の範囲内、先着順）

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎48 - 9030）

|      |   |
|------|---|
| 対象   | 市内に住宅を所有し居住している人が、市内業者を利用して行う工事費20万円以上のリフォーム工事（1住宅につき1回限り、かつ1申請者につき1回限り）        |
| 補助額  | 基本補助額と加算補助額の合計で上限30万円   |
| 基本補助 | 上限20万円（補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は対象工事費の20パーセント）                                   |
| 加算補助 | 工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯の各工事で、上限10万円（補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は対象工事費の20パーセント） |

## 空き家利活用助成

※着工前の申請が必要です。

募集件数＝全体で8件程度（予算の範囲内）

問い合わせ＝空き家対策室空き家活用係（☎48 - 9036）

### ▶空き家利活用

|      |  |
|------|--|
| 対象   | 1年以上居住していない住宅のリフォーム工事  |
| 補助額  | 基本補助と加算補助の合計のうち、対象工事費の50パーセントで上限70万円   |
| 基本補助 | 工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限20万円  |
| 加算補助 | ①移住加算（40万円）／②子ども加算（中学生以下の子ども1人につき20万円）／③空き家・空き地バンク加算（20万円）／④性能向上加算（工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合10万円）／⑤ファミリー加算（2人以上の世帯の場合15万円） |

### ▶移住者限定空き家利活用

|     |   |
|-----|---|
| 対象  | 市外から移住し、1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事     |
| 補助額 | 工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の3分の2で上限100万円 |